



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局
平成28年3月1日(火)
午前10時解禁

担当	労働基準部監督課
	課長 岡嶋 静
	主任地方労働基準監察監督官 草川 徹
	電話 075-241-3214

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

～重点監督を実施した事業場の6割超を違法な残業として指摘～

京都労働局（局長 井内雅明）は、長時間にわたる過重な労働により過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対し、平成27年11月に府下7労働基準監督署（京都上、京都下、京都南、福知山、舞鶴、丹後及び園部）において「過重労働解消キャンペーン」に係る重点監督を実施しましたので、その結果と、平成26年度に実施した賃金不払残業（サービス残業）に関する監督指導結果をお知らせします。

重点監督実施結果の概要(京都)

- | | | |
|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 1 | 重点監督の実施事業場 | 90 事業場 |
| 2 | 違反事業場 | 57 事業場 (全体の 63.3%) |
| | | 何らかの労働基準関係法令違反があり是正勧告書を交付した事業場 |
| 3 | 主な違反内容 | |
| | (1) 違法な時間外労働があったもの | 42 事業場 (46.7%) |
| | うち、時間外・休日労働の実績で最も長い労働者の時間数が | |
| | 月80時間を超えるもの | 22 事業場 (52.4%) |
| | うち月100時間を超えるもの | 16 事業場 (38.1%) |
| | (2) 賃金不払残業があったもの | 14 事業場 (15.6%) |
| | (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの | 12 事業場 (13.3%) |
| 4 | 主な健康障害防止に係る指導状況 | |
| | (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 52 事業場 (57.8%) |
| | (2) 労働時間の把握が不適切なもの | 17 事業場 (18.9%) |

京都労働局では、違反・問題を認めた事業場に対し、是正状況が定着するまで確認するとともに、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策、労働時間管理の適正化及び賃金不払残業の解消等を一層促進させるため、今後も引き続き監督指導を行ってまいります。また、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて厳正に対処します。

是正・改善指導の対象となった主な内容(京都)

【事例1】 違法な時間外労働があったもの	人員不足、過度の受注等により、時間外・休日労働に関する労使協定の限度を超え、月150時間から200時間の時間外・休日労働を行わせていたもの
【事例2】 賃金不払残業があったもの (管理監督者の適用誤り)	労働基準法第41条第2号の「管理監督者」に該当しない現場管理者を「管理監督者」として取扱い、割増賃金を支払っていないかったもの
【事例3】 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの	月100時間を超える時間外・休日労働を行わせているにもかかわらず、衛生委員会において、時間外労働の削減、健康管理に係る措置等を検討していなかったもの
【事例4】 労働時間の把握方法が不適切なもの	タイムカードはあるが、労働時間管理を適正に行っていなかったため、時間外労働が常態化し、月100時間を超えて時間外労働を行わせていたもの

平成26年度の賃金不払残業(サービス残業)是正結果

平成26年度に府下7労働基準監督署における賃金不払残業(サービス残業)の是正結果は以下のとおりです。平成25年度より減少しています。

【1事業場で100万円以上の遡及是正があったもの】

	平成25年度	平成26年度
是正事業場数	40事業場	34事業場
対象労働者数	2,159人	1,147人
遡及是正金額	590,570千円	186,640千円

業種別の状況は、是正事業場数では製造業、対象労働者数では保健衛生業、遡及是正額では金融広告業が最も多くなっています。

【資料】

別紙 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」における重点監督実施状況

平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況(京都)

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成27年度過重労働解消キャンペーン（平成27年11月）に、90事業場に対し重点監督を実施し、57事業場（全体の63.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが42事業場、賃金不払残業があったものが14事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが12事業場であった。

表1 重点監督実施件数等

業種	事項 重点監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反があつた 事業場数	主な違反事項		
			労働時間 (注1)	賃金不払残業 (注2)	健康障害防止 対策(注3)
合計	90 (100.0%)	57 (63.3%)	42 (46.7%)	14 (15.6%)	12 (13.3%)

(注1) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注2) 労働基準法第37条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注3) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

※ 重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあつた事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあつた事業場の比率が46.7%（平成26年の定期監督等における比率は26.3%）と高くなっている。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
90	19 (21.1%)	30 (33.3%)	22 (24.4%)	11 (12.2%)	6 (6.7%)	2 (2.2%)

表3 企業の規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
90	7 (7.8%)	5 (5.6%)	8 (8.9%)	10 (11.1%)	29 (32.2%)	31 (34.4%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 52 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 6）
52	5	11	27	26	6

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注 6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 17 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)ア）（注 2）	実態調査の実施（基準 2 (3)イ）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)ウ）（注 2）		
17	10	3	10	0	0	0

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

重点監督を実施した事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、22 事業場で1か月 80 時間を、そのうち 16 事業場で1か月 100 時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超
9	11	6	12	4